

甲府家庭裁判所委員会 議事録

1 日時 平成18年2月28日(火) 午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

飯村委員，池永委員，岡村委員，川手委員，倉地委員，寺井委員，奈須委員，
宮沢委員，山口委員，吉沢委員

(オブザーバー)

林首席調査官，春日首席書記官

竹内頭一家事調停委員，秋山直美家事調停委員

(甲府家庭裁判所)

谷口事務局長，狩野事務局次長，鈴木総務課長(進行役)，大矢次席調査官，
高橋総務課課長補佐(書記)，小澤庶務係長

4 議事等

(1) 委員会テーマについての説明と意見交換

① 調停運営上，配慮・工夫している点について

ア 秘密性の保持のための配慮

イ 公平性を担保するための配慮

ウ DV事例等暴力の不安がある事例に対する配慮

② 最近の紛争傾向を踏まえ，今後さらなる配慮・工夫が必要な事柄について

③ 委員としてのやりがいとストレスについて

(2) 意見交換の概要

別紙のとおり(○は委員，●はオブザーバーの発言)

5 次回委員会のテーマについて

「家事審判について」をテーマとして取り上げ，意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回（第7回）期日を平成18年7月24日（月）午後2時からとした。

(別紙)

1 調停運営上、配慮・工夫している点について

ア 秘密性の保持のための配慮

●調停では、家庭や家族のプライバシーを扱うので、秘密保持の必要性がある。また、話し合いによる解決なので、公開してまで公平性を担保する必要に乏しい。そのため、調停は非公開とされている。調停に関与する者は限定されており、また、守秘義務が課されている者もいる。裁判離婚が公開されているのとは、対照的である。

調停の記録にはプライバシーが盛り込まれているので、情報管理が重要である。記録は書記官が管理している。調停委員は、当事者から見える位置には記録を置かないようにしている。また、調停委員は、手控えを裁判所外に持ち出さないようにしている。当事者が記録を閲覧するには、裁判官の許可が必要である。

●裁判所から当事者に出す封筒は、秘密保持の観点から、家庭裁判所の名前が入ったものを使っていない。担当書記官の名前で出している。

ところが、最近の社会情勢から、差出人名に心当たりのない封筒は、読まずに捨てられることがある。

全国的には、庁名が入った封筒を使っている家裁は少ないが、現在、庁名入りのものを使用すべきかどうか、検討中である。

○裁判所の封筒については、裁判所の名前が入っている方がいいと思う。

○調停委員として、調停に欠席した当事者が、裁判所からの封筒かどうかわからなかったので封筒を捨てたと言った事例を経験した。言い訳だろうと思うケースもあったが、無造作に捨てたのだろうというケースもあった。

○甲府は人的ネットワークが強い。調停委員に知り合いがいるので、調停を起こしたくない、という人もいた。そういう場合は、調停以前に、代理人で解決するしかなくなる。

○私は、調停委員が知り合いでも構わないと思う。その人が信頼できる人かどうか、ということだと思う。

○報道の場面でも、情報管理については厳しくなっている。記者が取材して、公人についてのメモは上司に回ってくることもあるが、個人の場合には記者限りで、使わないメモはシュレッダーにかけている。

○調停の記録の廃棄情報を当事者に知らせると、当事者に安心感を与えるかもしれないと思う。

○子育て支援で相談を受けているが、母親同士のサークルの場に出る相談と、他の人が帰った後で出る相談では内容が違っている。地域に根ざした活動をしているグループもあるので、そういうところでは嫁姑のことは話しにくい。

イ 公平性を担保するための配慮

●調停委員として、調停でのオリエンテーションは、当事者とは初対面となるので、かなり大事だと思っている。

まず、当事者に調停委員の名字を伝える。裁判官は記録を十分に読んで、調停委員と打合せをしておき、必要に応じて調停に出席することを説明している。

次に、調停は裁判所の場所を借りた話合いで、あくまで合意によって解決するものであることを話している。

また、調停委員に守秘義務があることや、調停の終了の仕方を説明している。

当事者に対して、トップダウン的に伝えると、威圧感を与えてしまう。当事者と相対であることに留意している。

調停での、聴取時間の時間配分の公平性については、片方の当事者に掘り下げて聞きたいことがあつたりして、難しいときがある。そういうときは、反対当事者の了解を求めている。

●ジェンダー・バイアスについては、社会的にも啓蒙されてきており、調停委員としても気をつけている。性による役割を固定的に考えないことはもとより、微妙なニュアンスにも気をつけていきたいと思っている。

私は、調停が進んだ段階では、当事者を「ご主人」とか「奥さん」とかではなく、名前で呼んでいるが、実際には、そういう細かいことを気にしない当事者が多い。

性差については、「男性だから」、「女性だから」とは言わないで、「人として相手の立場を考えたら」という言い方をしている。

○ジェンダー・バイアスについては、研修はあるのか。

●研修で裁判官から話を聞いたり、調停時報等の雑誌を読んだりしている。また、調停委員の自主的な勉強会でも、当事者名は出さないが、個々のケースについて、先輩調停委員や同僚調停委員の意見を聴いたりしている。

○「ご主人」とか「奥さん」とか「旦那さん」とかいった言葉を使うのを止めて、調停の最初の段階から当事者を名前で呼んでもらいたい。敏感な当事者は少ないのかもしれないが、私自身、そういう言葉を使って怒られた経験がある。

○子育て支援をしているが、間違った男性参加が求められていることがある。仕事も家事も全部やるのが良い男性、とか言われ、夫が燃え尽きてしまったケースもある。

●新人の調停委員に対する研修には、必ずジェンダーの科目を入れている。

○研修は、情報を与えるだけのものであれば、受けさせても駄目だと思う。

○ジェンダーの問題などもあるが、基本は、紛争当事者の人間関係模様の在り方であるので、調停委員にはそこを把握するようにしてもらいたい。

○調停で、一番大事なものはオリエンテーションである。当事者にとって大事なことは、得する相手か損する相手か、自分に有利な結果を出してくれるか、ということである。オリエンテーションで言ったことを、その後どれだけ実行できるかどうかで委員への信頼が変わってくる。

○オリエンテーションのときに、約束事として、調停で話したことは他の場所では話さないことを言えば、プライバシーを守ると同時に、本音で話ができるようになるであろう。

○パワハラやセクハラ的事案では神経を遣う。言葉を事務的に受け止めていい場合とそうでない場合がある。離婚の場面でも、その辺を見極めるのが大事だと思う。

○記者をやっていたとき、どれだけ情報を取れるかは、相手との信頼関係が重要であった。信頼関係を短期で築く場合と長期で築く場合があるが、調停は短期なので、大変だと思う。

○調停を経験した人が、調停で一方当事者が有利だったのが、反対当事者に弁護士がついたら調停委員の態度が変わってしまった、公平性を欠くのではないか、という話をしていた。

●弁護士は当事者の言い分を調停委員にきちんと伝えるので、弁護士が入ることによって、主張の伝わり方が変わることはあると思う。先ほどの話でも、ただ弁護士が入ったというだけで変わったのではないと思う。調停で、自分の思いを伝えられない当事者はいる。そのときのために調査官制度などがある。

○弁護士は当事者に会って、既に問題点を聞いているので、調停委員がいきなり当事者と会うよりも状況を理解しやすいのだと思う。

○調停委員として、弁護士をつけた方が有利だとは言いたくない。言葉がたたくとも伝わるものはある。それをくみ取る努力が調停委員には必要である。弁護士をつけた方が有利という印象を持つ人は少なくないと思うが、それを乗り越えていくのが調停委員の課題だと思う。

○調停委員として、最初のオリエンテーションの場で、「調停委員への不平でもいいので、何でも気がついたことは言ってほしい」と当事者に言うようにしている。

ウ DV事例等暴力の不安がある事例に対する配慮

●配偶者暴力の被害者には、自分さえ我慢すれば、ということで、我慢している人がいる。加害者にとっては、加害の自覚がなく、何も前触れもなく被害者がいなくなり、調停を起こされる、ということになる。

●裁判所としては、被害当事者に女性相談所等を紹介したり、地裁の保護命令の
手続教示をしたりしている。地裁で保護命令が事前に出ている場合には、家
裁での担当者に伝えている。調停期日指定の段階では、当事者の接触を避ける
ための配慮をしている。

●調停委員は、DVについては、研修を受けたり、調停委員で自主的に勉強し
たりしている。

●暴力を振るう人には「あいつのためにやった」などと言う人が多い。加害当
事者に対しては、調停委員から暴力の話はしないで、「何が原因ですか」と投
げかけて、話を始めるようにしている。

●DV事案では、当事者が感情的になっていることがあり、調査官が調停に立
ち会って補助することがある。

○加害当事者が被害当事者を待ち伏せする事案を経験したことがある。調停を
どこまでやるのか、当事者の身の安全を重視するのか、苦慮することもある。
そういう事案では、代理人弁護士の役割が大きい。

○DVを起こす人には、まじめな人もいる。深刻なDV事案もあると思うが、
無理矢理DV事案に組み立てているものもあると思う。

○暴力を振るう人には、外見的には暴力を振るわなさそうな人もいる。女性が
暴力を振るって、男性が救済を求めることもある。

○フラストレーションがあったときに、それを外に向ける暴力的な人と、自分
に暴力を向ける人がいると感じている。表現方法がうまい人は、DVにはなら
ない。適切な表現方法を学習していない人が暴力を振るう。

○DV事案では、当事者の二人の組み合わせや、二人で共有してきた人生の積
み重ねが大きい。

○犯罪被害者支援をしているが、被害者に一番ありがたがられるのは、特定の
スタッフがずっと付き添うことである。スタッフが変わるのは、被害者にとっ
てつらいと言われている。

○ここ数年、父親による母親や子供への暴力の話聞くことがある。そういう母親は、「児童相談所には言わないで」とか「我慢していれば優しいから」と言う。難しい問題である。

○家庭での暴力は、どんなレベルのものであっても、嫌になったら、もう嫌である。調停に至ると、もう元には戻れないのだと思う。

○DV事案について、家庭内は密室なので、児童相談所も困っているという話を聞いたことがある。

2 最近の紛争傾向を踏まえ、今後さらなる配慮・工夫が必要な事柄について

●最近、離婚の原因に抽象的なものが多くなったと感じる。未成年者の親権、養育費、財産分与、慰謝料が問題となるものも多い。

●申立人には、非正規雇用の人など、弱い立場の人が多く。そういう場合には生活能力の問題も関わってくる。雇用形態や就労環境が調停に影響を与えている。

●最近目につくのは、多重債務状態になった相手方に対する離婚である。ローン残債のある財産分与の事案もある。

●当事者が若い場合、当事者の親もまだ若いことがある。当事者の親が問題を拡大しているケースもある。

●最近、法律知識のある人が増えたように感じる。ただ、自分に都合のいいところだけを主張する人が多い。

○調停委員として、バランスや公平さを常に意識している。何が公平かということ、厳しくテーマとして持ち続けている。

○調停に出席するとなると、仕事を休むことになるし、休む理由を職場で聞かれることになる。土日や夜間に調停はできないのか。

●オフタイムに調停をやっている庁もあるが、実際の利用率は高くない。

●裁判所に1回来てもらって方向性が出れば、当事者で解決することもできると思う。忙しい人も調停を利用している。

3 委員としてのやりがいとストレスについて

●調停委員がやりすぎると、傲慢になる。相手方に対し、手抜きをしないことが原点である。法律よりも、良心や常識を大事にしている。

○お話を聞いていて、調停委員の姿勢はすごいと感じる。調停委員の思いが一般に伝わるシステムが必要だと思う。

以 上